

新潟集会講演 2002/3/15

「札幌『青春を返せ』訴訟にみるカルト問題の行方」

北海道大学大学院文学研究科 櫻井義秀

## 1 はじめに

北海道大学の櫻井と申します。本日は、札幌の「青春を返せ」訴訟を傍聴してきて、また、判決文を見て、2,3 考えていることをお話しさせていただきます。もっとも、私は裁判を傍聴したといっても14年にわたる公判の最後の部分、2年ほど札幌地裁に通い、また、原告の方々からお話をお聞きしたに過ぎないことを申し添えておきます。

それにしても、今回、みなさまにお配りしたレジュメが十数枚になっていることをお詫びいたします。講演でこんなに文書を配る必要もないのですが、これは、千頁をこす郷路先生の最終準備書面、五百頁に及ぶ判決文に影響されてしまいました。

話は、2つありまして、裁判の中で、統一協会が争点として出してきた（最終準備書面及び証人の発言から）出された「マインド・コントロール」の問題と、札幌判決の社会的意義です。

統一協会側から、「カルト」「マインド・コントロール」の専門家として魚住俊輔氏が証人として登場しておりました。氏は、「マインド・コントロール」論などは、アメリカでは既に学会によって否定された議論なのであって、宗教が、とりわけ統一協会が、「洗脳」や「マインド・コントロール」と呼ばれる特殊な心理技術を用いて、人を入信させることなどありえないと述べたわけです。その際、氏は、これはアメリカ心理学会(American Psychological Association: APA)でも、宗教を科学的に研究する学会(The Society for the Scientific Study of Religion: SSSR)にも認められた話であり、前者はマーガレット・シンガー等により作成された「マインド・コントロール」論に関する報告書を否定したし、後者はモルコ、リアル裁判の際、法廷助言書で、この議論を否定したというものでした。宗教研究者の間では知られた話でありまして、私もそう認識しておりました。

魚住氏は彼の上司であった増田義彦氏『「マインド・コントロール理論」その虚構の正体 知られざる宗教破壊運動の構図』(光言社)(実質、彼が資料集めをしたのでしょうか。)に基づいてそういった話をしまして、アカデミズムの権威を借りて「マインド・コントロール」論を一蹴したという観がありました。余裕たっぷりの氏に、傍らの裁判官が、「あなたはそれらの学会に所属しておりますか?」と質問しました。「いいえ。」「どれにも入っていないのですか?」「はい。」廷内の失笑を買ったのはご愛敬ですが、この魚住氏の議論の仕方は統一協会の元信者の方にはなじみ深いものかもしれません。説得の社会心理学的技術の初歩で、「権威」を用いて同意を促すやり方ですね。それを魚住氏が実演してくれたというのは、やはりそのような説得方法を統一協会は用いているのかと考えざるを得ないわけです。

しかし、このような論法は統一協会に限らず、世間一般のありふれたものでして、学会というアカデミズムの牙城のようなところですら、「定説」であるとか、「先行研究の知見」は人を納得させるものなのです。これはある意味で、「思考のエコノミー」として大事なことでもあり、森羅万象についていちいち原点から考えてはいくら時間があっても足りないし、日常生活を送れません。ですから、殆どの事柄に関して、私たちは「常識」やその筋の「権威」、専門家の話に基づいて、物事を認識し、判断しているわけです。要は、人の頭を借りて、考えてみたことにしているのです。

しかしながら、エコノミー・モードでは研究にならないのは当然として、日常においても、時々、原点に立ち返って考え直して見るというのは必要なことです。先日、静岡県立大学の西田公昭先生に、APA の詐欺的、間接的説得と統制の技術に関する専門調査部会報告 (Report of the Task Force on Deceptive and Indirect Techniques of Persuasion and Control: DIMPAC)に関する論文「新宗教運動における『マインド・コントロール』とアメリカ心理学会」(Alberto Amitrani & Raffaella Di Marzio, "Mind control" in New Religious Movements and the American Psychological Association, Cultic Study Journal 17, 2000, pp.101-121)を紹介していただきました。その際、DIMPAC を誰か訳してくれるといいのだがという話でしたので、これは有名な報告書でもあるし、目を通してみようということになったわけです。今回の話はその副産物です。

## 2 DIMPAC レポートをどう読むか

このレポートがどのような経緯で作成されたのか、レポートに書かれてあることから説明します。アメリカ心理学会の内部組織である心理学における社会倫理理事会は、1983年の秋に、心理学的説得技術の用法に関するプロジェクト委員会を発足させました。そして、委員会は専門調査部会に以下の課題を託したのです。1)自由を制限し、個人、家族、社会に悪影響を与える詐欺的、間接的説得と統制の技術を明らかにせよ。2)当該の研究領域をレビューせよ。3)心理的なサービスを利用する消費者のために、詐欺的、間接的説得と統制の技術の持つ意味を定義せよ。4)この現象の倫理的、教育的、社会的含意を検討せよ。

それでカルト問題の研究、社会的影響力の研究で有名なマーガレット・シンガー、マイケル・ランゴーニ、ルイス・ウェスト含む6名の委員によって、報告書が作成されました。

報告書の要旨にはこう書いてあります。「カルト集団と自己啓発セミナーは、詐欺的、間接的説得と統制の技術をかなり用いているということで物議をかもしている。これらの技術は個人の自由を危うくし、多数の個人や家族に深刻な結果をもたらしている。本報告はこの問題をレビューし、影響力を行使する新しい技術の存在を提言し、詐欺的、間接的説得と統制の技術の利用から派生する倫理的な問題を考察することで、本報告に記載される諸問題を示そうというものである。」

内容を項目順に示すと次のようになります。番号は櫻井がつけたものです。

- 1 詐欺的、間接的説得と統制の技術に関する専門調査部会報告作成の経緯が説明された。
- 2 現代のカルト問題が発生した歴史的背景の説明がされた。
- 3 カルト集団をどのように定義するかという問題が扱われた。
- 4 宗教的カルトの説明において、宗教的カルトの類型論と有害性が検討され、全体主義的カルトのみ問題とすることが言明された。
- 5 宗教的カルトのトラブル例が報告され、先行研究の問題性も指摘される。
- 6 洗脳・ディプログラミング論争における心理学者の立場は、教団側とジャーナリズム側の中間にあるとし、個人に関しては、「特定集団が詐欺的、間接的説得と統制の技術を用いて、特定の個人や家族に対して、ある時期、どの程度の危害を加えたのであるか？」社会的な次元では、「この特定集団或いは集団の幹部達は、詐欺的、間接的説得と統制の技術をどの程度悪用したのか？」を具体的に調査研究すべきであるとした。
- 7 心理療法カルトとして、心理療法従事者によるものと素人によるものの事例、及び裁判例を紹介した。
- 8 大人数グループでの「気づき」のトレーニング（自己啓発セミナー）発生歴史的説明と問題点の指摘、裁判例の紹介を行う。
- 9 分析として、影響力の行使という概念を、選択を尊重する教育、治療的な行為から、服従を強要する統制的、破壊的な行為まで含むものとして捉え、後者の問題点を議論の対象として設定した。
- 10 心理学者が考慮すべき倫理的問題として、優越的な地位（専門家）を利用した心理療法並びに心理操作の技術を濫用することは許されないし、学会としてこのようなことをなす個人、団体には毅然とした態度をとるべきであるとした。
- 11 カルト集団やセミナー以外にも、政治・メディアにおける情報操作、コマーシャルや悪徳商法における心理操作などの問題があり、社会的影響力の行使については広く倫理的な問題として考えていかなければならないとした。
- 12 最後に提言の部分があるが、1)心理学者は社会的影響力を行使する技術についての理解を深める調査研究（実験研究）を行うとともに、その濫用により被害を受けた人々の回復に役立つ実践的研究も行うべきであること、2)学会として倫理綱領を改訂し、臨床心理の専門教育に役立てるとともに違反者には厳重な勧告も行うべきであること、3)心理技法の悪用があるということを広く市民に啓蒙し、対策として、規制を設けるための検討をすべきことを述べた。

（講演の中では、各項目について細かな説明をしたために煩雑になり、主旨が伝わりにくかったと思われます。最後に、DIMPACの全文を翻訳掲載しておくので、参照してください。）

このレポートの内容を評価する前に、なぜ、このレポートが問題なのか、繰り返しのなりますが、確認しておきたいと思います。専門調査部会によるレポートは草稿段階にあるもので（レファレンスがついておりません。）これを倫理委員会が1986-7年にかけて検討し、1987年5月11日の時点で、同委員会がそのままでは受け取ることができないという決定を下したのです。同委員会が専門調査部会に対して、その理由の文面を送った期日がそれです（資料として、この翻訳文も文章の最後に付加しておきます）。

ところで、この間、カリフォルニア州最高裁判所において、モルコ、リール裁判が行われておりました。青年男女が統一協会の修練会にバス停で誘われて参加し、強制的説得 *coercive persuasion* を受けたとして、詐欺の不法行為責任を問うたものです。判決は、布教活動に一定の制限を設ける（不法行為責任を課す）ことは、宗教活動の自由を制限するということになるが、個人・家族を守り、公共の秩序を維持するという「やむにやまれぬ州の利益」と比較考量した場合に、後者の方が重要であるということで、原告の勝訴内容でありました。この裁判において、強制説得の理論は学問的に認められないとする法廷助言書がAPAと個人の研究者名（宗教社会学者、宗教学者が半数以上）によって提出されたのです。その期日が、1987年2月10日です。法廷助言書の中身は2つからなり、一つは強制的説得の理論が回心行為を説明しないということ、もう一つは違法伝道という判断は、信教の自由、特定教会を優遇（差別）しないという憲法の問題に反するというものでした。

（この法廷助言書の内容に関しては、講演中に評価を不十分ながら試みたのですが、今回は割愛させていただきます。というのは、DIMPACの全文翻訳を資料として提示している以上、法廷助言書の翻訳（増田義彦訳ではなく）も行い、資料提示した上で評価を下さなければ十分なものにならないと考えているからです。）

APAは1987年3月24日、この法廷助言書の署名部分を取り下げました。つまり、学会として公認しないという決定をしたわけです。その一月半後に、DIMPACも公認しないという決定をしました。この間の経緯に何があったのか、私には推測できません。西田先生が紹介された論文によりますと、APAは巨大組織であり、DIMPACのような作業を進める委員会を持ちながら、他方で全く反対の立場表明になる法廷助言書にAPAの署名をなすような理事をかかえているという事実だけがはっきりしているということになります。その著者は、APAがカルト問題というような厄介な事柄から素早く引き上げたかったのではないかと書いております。これは、DIMPACへの委員会の回答をご覧いただければはっきりしますが、学会として、論争の渦中にある問題、裁判等に対して、賛成も反対もしない。特定の見解を学会として示しうるほどに、DIMPACのレポートは心理学における理論と実証の十分なフォローがなされていないという断りでした。おそらく、それは「マインド・コントロール」の議論を支持しないだけでなく、法廷助言書に署名した数多くの宗教学者、宗教社会学者とも態度を異にし、否定もしないということだったのかと考えます。

つまり、巷間いわれているように、シンガー等の報告書は否定されたのではなく、ペンディングにされたのであって、学会は態度を保留したということに尽きるわけです。

以上が事実経過であります。私なりのレポートに対する評価を試みたいと思います。その前に、倫理委員会がレポートを外部評価してもらった際の講評のメール文が、先の委員会から専門部会への文書に付加されていますので、それを簡単に見ておきます (<http://www.cesnur.org/testi/APA.htm>)。

2名の評価内容は、1)DIMPAC では、詐欺的、間接的説得と統制の技術の濫用については詳細に述べているものの、それがどのような心理操作であるのか具体的な事例によって、或いは、肝心なことですが、心理学の理論によって説明していないので説得的な議論になっていない、2)カルト団体についてのデータの質に難点があり、疑惑を報じる雑誌記事を元に議論することはできない、3)カルトによる危害、搾取とっているがそれを明確に概念定義し、具体的なレベルで説明しきれていない。一人は好意的な評価ですが、4)カルト団体についての記述は道徳的判断としてなら同意できるが、それを心理学のレベルで論議可能かどうか疑問だとし、むしろ、心理療法の問題点については同意可能としております。もう一人は、殆どの論点において否定的評価を下しております。

私自身は、おそらく社会学であっても（宗教社会学ではなおさらか！）判断を留保せざるを得ない内容であると思われます。理由は、報告書が予め断っていることですが、1)「詐欺的、間接的説得と統制の技術」の具体的な中身が書かれていないし、入信の因果的説明の論理には疑問が残る、2)この技術を用いて実害をなす集団の特定を行っていない、3)新聞報道、係争中の裁判など、問題の所在を示すものが資料の大半であることなどです。

しかしながら、本報告書の目的が、心理学的な影響力を行使する際の倫理問題を提起するというのであれば、十分な記述ではないでしょうか。本文では、渦中の問題が、カルト視される集団による刑事事件や、巻き込まれた人々の精神的・財産に関わる被害であると特定しているのであり、いわば宗教そのものに関わる問題ではないと明言しております。

シンガー達の主張は、精神を扱う専門職、或いはそれに準じる仕事を持つもの達の倫理を問うことにあり、直接的にはマインド・コントロールの議論を行っておりません。文章の大半がカルト、セラピー、セミナーにおける「被害」の実態報告であり、それに対して、専門家集団はどのように対処すべきかという、職業倫理の確立を呼びかけております。

1970-80年代にかけて、アメリカでは各種のセラピストや自己啓発セミナーの集団における自己変容の技術化が進み、一つの産業の様態を呈したわけです。カルト問題はその極端に問題となる側面を切り取ったものです。当時からアメリカでは、セラピーが一種のキーワード的働きをしており、これは競争社会アメリカの逆の側面を示しております。おそらく、日本もアメリカのスタンダードを受け入れていますので、セラピー産業が発達し、同種の問題が発生するかと思いますし、「心の専門家」に頼りすぎる社会現象に警鐘を鳴らす人も出ております。

DIMPAC はわずかに十数年前の文書ですが、主張は現代的であり、感心する部分も多々あ

ります。これを学会として公式的な立場にするかどうかは、内部的事情があったのではないかと推察されます。どの学会もそうですが、研究者だけでなりたっているわけではなく、実践家、賛助団体を含んで、そこからの寄付収入に頼りながら学会経営を行っております。アメリカ心理学会には、シンガー達が批判した内容において、境界線上にいるような心理療法家や団体があったのかもしれないし、そこを配慮することが政治的判断としてなされたかもしれません。倫理条項はどの学会でも提案がなされているのですが、数万人規模の大所帯であれば、学会のメンバー全てが納得するものを提示することは実際には極めて難しいことです。規模のメリットを保持するためには、組織が割れるような議論はしないでおくというやり方は、実際あり得ることです。およそ、学問的議論とは別のところに、この文書の処遇の理由があった可能性があります。

法廷助言書が述べるように、また、統一協会が札幌地裁の裁判でも訴えているように、強制的（威圧的）説得論、すなわち、マインド・コントロール論が信教の自由を侵害するという議論は、宗教活動一般が強制的説得によるものであるとされた場合、確かに問題があります。精神操作の問題提起は、特定集団による危害（「被害者」がクレームを出すことで明らかになる）にあった特殊なケースに議論を限定しているのであって、社会集団一般でも、宗教集団一般の議論でもないのです。その意味では、DIMPAC のレポートを問題指摘の文書として読めば、確かに明確に社会問題の所在を示しておりますし、その点は十分に評価できます。

しかしながら、具体的な問題解決を志向する臨床の諸科学、政策科学と、理論的な問題にこだわる基礎科学的な研究とでは、方法論の前提となる、学問的な認識枠組みに差があります。倫理的な議論の前提となる、人の精神性や集団のあるべき姿については学問ごとに異なる立場があり、おそらく、その点において、学問領域ごとに認識の枠組みがかなり異なっていて、カルト問題のようなものに対する異なった評価が生まれてくるのではないかと思います。

（臨床）心理学、或いは精神医学という学問の性質に由来すると思われませんが、正常/異常の区別、治療行為（精神的な機能障害を疾病として病名を与え、治療の対象とする）の正当性というものは、科学的な議論によって保証されているものではなく、かなりの程度、時代状況や社会制度によって保証されているものです。その自明性から出発していいのか、宗教学や社会学は常に考えてしまうわけです。憑依や覚醒といった一種の正常ならざる精神状態に宗教性を認めたり、社会病理は制度側が逸脱者に付けたレッテルに過ぎないと少数派の擁護をかってでたりするようなスタンスを持つのです。

明確に法的正義の基準が確定していない領域において展開される社会的相当性という概念も、宗教や宗教学には極めて馴染みにくい概念です。常識を越えた地点に真理や価値を認めるという志向性があるからです。もちろん、個人的に常識を越える行為が他者の幸福をないがしろにするものであってはならないという倫理的判断を、普通の宗教団体は兼ね備えているはずなのですが。宗教研究においては、宗教団体、信仰の価値を前提としてい

るために、反社会的宗教という形容矛盾でありながら現実に生じている逆説的事実に素早く対応しきれないという限界があります。

宗教学や社会学の倫理的な立場とは、「健康」「普通の行為」という基準だけで、一見逸脱的な行為や社会的に平均的な基準から外れた人を判断してはいけないというものです。特定の宗教的立場やイデオロギーに立たない限り、価値相対主義の虜にならざるをえませんが、それはそれで学問の面白みということですが、現実の問題に対しては、社会にある程度の基準やルールが存在し、それがうまく機能することを認めざるを得ません。

極端に言えば、自殺や他殺の自由や自己選択を私たちの社会では認めないし、困って救いを求めている人がいれば、行為の意味を原理までさかのぼって考えることなく、反射的にお助けするという倫理感覚があっているのです。シンガー達が立脚しているのはこのようなごく常識的な市民感覚であるし、これは科学的・学問的な議論とは別に、科学者・専門家の社会的なあり方として、別のコンテキストで考えられるべき事柄です。DIMPACはその名称もさることながら、主張の大半は倫理問題（被害の検証と対策）に費やされ、心理操作技術の存在の有無、理論的説明ではなく、そのようなものがあると仮定した場合に、どこが問題になるのかという解釈を行っているように私には思われます。

この問題とされた事柄を直接扱うのではなく、それぞれの学問的立場から、問題の存在論について議論してきたのが、従来のマインド・コントロール論争ではなかったかと、最近私は考えるようになってきました。そのように考えるようになったきっかけは、やはり調査の過程で多くの「被害」の実態を知り、「被害者」の声を聞き、「そこにあった事実」の重さを実感として受けとめ始めたからではなかったかと思います。確かに問題はあるのです。それがどのような問題になりうるのか、本質的に規定することはできないでしょうし、学問によって可能になるような性質の事柄でもありません。

社会学的に言えば、社会には歴史や文化によって規定された倫理・道徳・社会規範・伝統・エチケットといった一定の社会的合意があります。この合意に従って我々は生活しているわけです。しかも、この合意は時代の移り変わりによって、少しずつ変わってきます。昨日まで不問にされていたことが、今日は問題になるということがあるのです。

漠然とした議論ではありますが、この必ずしも明文化されていない合意の感覚を大事にした方がいいのではないかと思います。カルト問題とは、この感覚を持たない個人、集団に対して、社会が問題の所在をマーキングする現象として見ることはできないかと考えます。具体的には、「被害者」であり、彼等を支援する人々、団体による告発によるわけです。

次に、札幌の違法伝道訴訟に移り、判決を通して、現代において、何が問題として浮上り、我々の社会的合意としてどのようなものが登場し始めたのかを見てみたいと思います。

### 3 札幌地裁判決の概要

2001年6月29日、札幌地裁は、元信者20名が提訴した「青春を返せ訴訟」に、原告勝訴の判決を言い渡しました。判決では、統一協会の正体を隠した伝道により、元信者が勧誘・教化され、高額の商品購入や献金を強要された事実を認定し、物的・精神的損害の賠償責任を統一協会に認め、総額約2950万円の支払いを命じました。この裁判に関しては、既に郷路先生が詳しくお話をされているはずですので、違法伝道訴訟の意義を話す前提として、裁判の中身を簡単に振り返るだけにさせていただきます。

この裁判において、原告が立証すべき論点は2つありました。

第一が、被告が統一協会であることの論証です。これは統一協会側の面白い理屈でして、元信者達を勧誘、入教せしめたのは、全国しあわせサークル連絡協議会という統一協会信徒が任意に結成した「靈感商品」の販社とビデオセンター等から構成された組織というものです。仮にそうだとすると、入場したところは違っても同じ会場にたどり着いたわけですから、その会合の主催者が参加者に責任を持つのが当然でありましょう。また、札幌はススキノあたりでよくあるという話ですが、客引きに誘われて暴利バーに連れ込まれた場合、客引きと店は何の関係もなく、客が勝手に扉を開けて入ってきたというようなことを店では釈明するという話です。店、客引き、法外な飲み代との間に何の関係もなく、飲んだ人の自己責任を問うというのは、非常識な発想であり、ススキノ交番では一応相談に乗ってくれることになっています。暴利バーをなくそうという動きはススキノ歓楽街の商店主達の間にもあって、イメージアップ、情報提供に努めているようです。話がそれました。

第二は、原告たちが被告の組織的・体系的な教育システムの中で、統一原理が真理であると信じ込まされ、統一協会に献身し、原理という公式7年路程を歩むために勧誘されたという論証でした。統一協会による反論は、原告は自発的に入信したのであり、原告のマインド・コントロールの主張は学問的に認められないという主張でした。

判決において、原告の主張が事実として認定された箇所は2点です。1)統一協会と事業部門の一体性が事実認定されたことと、2)協会の教義と信者の経済活動の関連を認定したことです。

次に、統一協会による勧誘行為の違法性に関わる部分では、次の判示を得ました。

第一に、「勧誘等の方法が、長年の組織的勧誘等の経験に基づいた手法に基づき、組織的体系的目的的に行われているという点」です。伝道された元信者達は、青年の場合、2days セミナー ライトトレーニング 4days セミナー 新生トレーニング 実践トレーニングと周到にプログラム化された半年余りの研修の後、統一協会員として献身を決意したのであって、これ以外の入会の仕方ありません。

第二に、「被告協会の協会員は、上記のように、組織的体系的目的的に宗教団体である被告協会への加入を勧誘などするに当たり、当初はこの点を厳に秘しているという点である。」原告は皆女性ですが、彼女たちにここで教えていることが宗教であること、統一協会であることが告げられるのは、各種セミナーの中盤以降、継続の意志がかなり固まった頃でした。統一協会を名乗って勧誘していれば、彼女たちは行かなかったと語っています。

第三に、しかも、宗教団体を秘匿して勧誘することは単なる欺罔に留まらないといえます。物事を良く知っているかどうかで判断力に差はあるとしても、事実に関わる事柄には、合理的・論理的に考えて誤りを指摘することができます。しかし、宗教的教義には自然科学的知識や社会科学的論理で答えることができない内容が含まれています。神の存在、善悪の価値判断、歴史の目的、罪の起源と贖罪等。これらを宗教として教えられれば、信じるか信じないかの判断をすればよい。しかし、教団がこれらをあたかも自然科学的法則や歴史的事実のように語り、信者が普遍的真理として受け入れてしまうと、その後自らの力で教え込まれた知識体系に客観的に反駁することが容易にできなくなります。個人の人生を大きく左右する宗教的知識・論理をカモフラージュして教えることは、内心の自由に不当な影響力を行使する、許されない行為であるとされたのです。この点は後に述べますが、極めて画期的な判決というか、独創的な判断であり、それゆえに論議を呼びそうな部分でもあります。

第四に、「被告協会の協会員がその勧誘に当たって、被告協会の宗教教義とは本来関連がないような手法を駆使し、その教義上からも根拠があるとは考えられないような善悪を告知するなどして、欺罔威迫するという勧誘などの方法を用いていることである。」つまり、宗教的な言説を説いたとはいえないので、霊視商法等の詐欺と同定できるとされました。

以上の諸点から結論づけると、統一協会の勧誘行為の目的は「外形的客観的に観察して直截に表現すれば、原告等の財産の収奪と無償の労役の享受及び原告等と同種の被害者となるべき協会員の再生産という不当な目的にあったということになる」ということです。

また、判決では、元信者が自発的にやったのか、強要されたかという個別の事実判定よりも、これらの組織的勧誘・教化の目的・手段の違法性を認めました。

被告である統一協会側は、信者は騙されたのではなく自主的に上記の活動をやったのであるとして、マインド・コントロール論を否定しました。しかし、裁判所は伝道目的の秘匿、欺罔的手段自体が違法行為であるから、信者の入信は違法行為の結果とみなされ、入信の原因が自己選択かマインド・コントロールかという議論は違法性を考慮する前提としないとしたのです。統一協会側の、いつでもやめられたのにやめなかったのであるから強制はないという主張に対しても、だからといって違法な伝道の事実がなくなるものではないと判断されました。また、統一協会の伝道が違法行為であるならば、原告達も同様に違法行為を行ったものであるから、協会に損害賠償を求めるのはおかしいという被告の主張に対しても、原告達は「協会員に欺罔などされた結果、情(原文通り)を知らないまま上記の行為に及んだのである」という判断を下し、損害賠償の請求権はあるとしたわけです。

#### 4 宗教制度と公共圏

特定宗教団体による「宗教被害・トラブル」が、問題として告発されてきました。現実的な問題解決を志向する弁護士、医療関係者、脱会カウンセラー、元信者達から、信者の

人権を侵害し、社会の公共性を脅かすものとして、特定教団の活動が鋭く批判されてきたのです。今回、司法はこれらの団体の活動内容を「信仰」の中身、信教の自由といった権利問題から切り離し、一般的な社会行為としてその違法性を判断しました。しかも、布教に際して、科学的合理性や歴史的事実とは異なる宗教的言説であることを十分説明することが、現代人の宗教的自己決定権保護の観点から望ましいとまで述べたのです。

おそらく、この点は、宗教者、宗教研究者には、真理や徳、信仰を近代合理主義・世俗主義の下におく、宗教に対する越権行為と認識されるに違いありません。実際に判決文を読まれた宗教関係者は相当立腹されると思います。社会の安寧（「社会的相当性」という法的基準による）の名目で信教の自由が抑圧された時代を想起するかもしれません。宗教は既成の価値・秩序に縛られず、価値を追求し、社会的実践を行うものであるから、世俗社会との軋轢は歴史上枚挙にいとまがなかったわけで、その軋轢の処理に世俗的常識を優先されることは宗教の否定につながると。宗教界の反発には理由があります。「反社会的な宗教活動に関わる消費者被害等の救済の指針」に対して、一部の宗教界、宗教研究者が猛反対したような問題がここにはあります。この問題は多いに議論されてしかるべきだと考えますが、その際、現代社会の状況を宗教側は冷静に考えてみる必要があります。

宗教制度を取り巻く社会が変わったのです。既成宗教、及び近代に成立した新宗教の諸教団が成立した時代と、現代とでは価値の前提が違うのです。現代社会では、人権・自己決定権と公共性を超える価値は存在しないといっても言い過ぎではありません。もちろん、現実社会にそれらの諸価値が実現されているから、これは社会のルールなのであるとも言えません。しかし、戦乱の続く荒廃した地域の人々であれ、貧困にあえぐ地域の人々であっても、生きる権利と平和に生活する社会を求めております。日本では、これらの諸価値が憲法において保証されているだけではなく、抑圧された人権、生活権の回復が個人の権利として認識されているのです。宗教的価値観においてすら、公然とこれらの価値を否定することはできないでしょう。宗教こそ、それらの諸価値を追求してきたし、実践する力を持っているという主張もありましょうが、主観的評価はともかく、客観的には、諸宗教が説く自己実現、理想世界創造の思想、方法には、世俗社会と相容れない面が多分に出てきているのも事実です。「カルト」という特定教団・教派への蔑称の提起は、それらの団体が公共的秩序から逸脱しているという特定個人・グループの社会的告発でありましたが、これが一般社会レベルでも受容される程度に、人々の権利意識は高まっているのです。

卑近な例を出して恐縮ですが、大いに変わらざるえなくなった社会制度を例に出して、宗教制度の変わるべき方向性を示唆してみたいと思います。

皆さん、ご承知のように国立大学は二年後に独立行政法人化して、教職員は公務員ではなくなる予定です。この激変の時代に幸か不幸か私は居合わせまして、独立行政法人化の是非は別として、現在の国立大学に要求されている社会的責務の説明責任をどう果たすかを年中考えて、そのための（！？）改革改善運動の渦中におります。簡単にいえば、税金を払ってくれている方（その中で入学して元を取り返す人はわずか）に対して、大学教育、

研究はなぜ大事であるのか、どのように社会に役に立つのかを、言葉と実践で示すことが迫られているということです。おそらく国立大学安泰の時代は、存在の意義は自明であり、極端に言えば何をやってもそれ自体学問的意義・価値が保証されていました。それは学問の自由、大学の自治として聖域でもあったわけです。このような古き良き時代に私は教授の後ろ姿を見ながら勉強する学生時代を過ごしたわけですが、当時の教育方法、調査研究を含む学問のやり方は現在では通用しません。学生も変わりましたし、人文・社会科学の対象である社会も変わりました。当然のことながら、対象との折り合いを付けて教育、研究活動をせざるを得ませんし、その過程を透明にし、対象者から批判が可能なように十分に情報提供を行うことが、教育の方針、調査研究の倫理として確立される方向にあります。それらを具体的に話すスペースはありませんが、少なくとも、大学という高等教育制度が、時代や人々の価値観に合わせて変化していくことが不可避な状況にあるわけです。

同じことが、企業の活動や医療・福祉、法律、政治活動等様々な領域で生じております。先に話した DIMPAC で問題にされたことは、専門家の優越的地位を利用した威圧的説得でした。専門職の倫理として、どの領域においてもインフォームド・コンセントは重要ですし、対象者だけではなく、社会に対して情報公開を行うことも求められております。国税で運営されるか、免税特権を持つような団体の場合、なおさらのこと業務における透明性の確保と、社会的貢献をいかにしているのかという説明責任が伴うわけです。

話を元に戻しましょう。「青春を返せ」訴訟は信教の自由をめぐる裁判の中では特異な例でありましたが、自己決定権と公共性の関係に関わる興味深い論点を示し得たといえます。教団側が展開する信教の自由に対する侵害という主張は、信仰における自己決定権の限界を明確に意識していない主張です。判決にも示されたように、自己決定には他者の自己決定を阻害しないという内在的な制約があります。しかも、何をもって侵害となすかは、自己と他者の了解だけに由来するわけではなく、常識、社会的規範、倫理・道德等のルールにより予め決められていることが多いわけです。それらは自己決定の外在的制約であるが、同時に個人の自己決定を保障する社会制度でもあります。公共性とは無数のルールより構成された社会秩序であり、様々なレベルで状況に対応するルールが少しずつ変化している以上、公共性も時代の中で変化し、また、時代に対応して新たな次元で公共圏が構築されていくのです。

青春を返せ訴訟が初めて提起された 15 年前、殆どの方が、私も含めて、このような社会問題告発の論理が成立するのかと疑念を持ったに違いないし、今もってそうである人も少なくないでしょう。ところが、現在、この判決に私は違和感を覚えません。至極、当然の中身と感じられるようになりました。全国で展開されてきた、また、現在も係争中である違法伝道訴訟は、宗教制度に公共圏の問題を突きつけ、宗教団体をも含みこむ社会全体の公共性を構築することに力があつたのではないかと考えております。提訴以来、十数年後にそのようにして作られてきた公共圏の中で、今回の勝訴判決を得たのではないかというのが、札幌地裁判決に対する私の感想であります。